

プロジェクト ASAF 対応

項目 IFRS 第 3 号「企業結合」の適用後レビュー

本資料の目的

1. 本資料は、2014 年 9 月の ASAF 会議で予定されている IFRS 第 3 号「企業結合」の適用後レビュー (PiR) に関する議論について、親委員会及び ASAF 対応専門委員会において委員及び専門委員の方から頂いたご意見を踏まえ、会議資料と ASAF 会議における発言 (案) についてまとめたものである。
2. ASAF 会議では、冒頭、以下について、各資料作成者から資料の説明がされた上で、その後、IASB が取るべき措置などについて ASAF メンバーによる意見交換が行われることが予定されている。

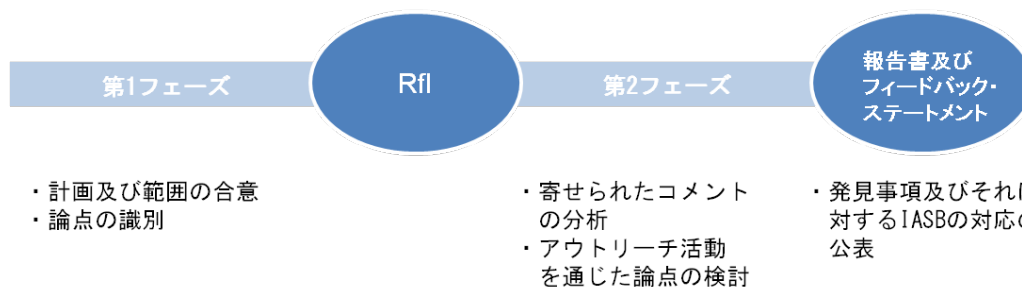
(ASAF 会議における資料)

No	内容	資料作成者	参照先
3A	「無形資産とその償却に関する投資家の見解」 － 英国財務報告評議会 (FRC) スタップリサーチプロジェクト	FRC	別添 参考資料 2
3B	「のれんはなお償却しなくてよいか」 － ASBJ、欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) 及びイタリア会計基準設定主体 (OIC) リサーチグループペーパー	ASBJ EFRAG OIC	別添 参考資料 3
3C	基準書第 141 号 (改訂)「企業結合」及び企業結合後ののれんの会計処理に関する FASB の活動 － ASAF 向けのアップデート	FASB	別添 参考資料 4
3D	IFRS 第 3 号「企業結合」の適用後レビュー － IASB による PiR に関する近況報告	IASB スタッフ	別添 参考資料 5

3. 以下において、最近の動向及びそれぞれの資料の概要について、要点のみ記載させていただく (詳細については、別添又は参考資料を参照)。

企業結合の会計基準に関する最近の動向

4. IASBは、2013年7月から、IFRS第3号のPiRに関する第1フェーズを開始しており、この結果を踏まえ2014年1月30日に情報要請(RfI)が公表されている(コメント期限:2014年5月30日)。2014年9月のIASBのボード会議では、RfIに寄せられたコメントレターの要約が提示される予定である。



5. こうした動向と並行して、各国基準設定主体からも、企業結合会計に関する報告書等が公表されている。
6. 具体的には、2014年4月に英国財務報告評議会(FRC)からリサーチ・ペーパー「無形資産とその償却に関する投資家の見解」(別添 参考資料1参照)が公表されている。本ペーパーでは、投資者に対する調査の結果、回答者の過半数がIAS第38号の要求事項とは異なる形で会計処理を行うべきという回答が示された旨が紹介されている。特に、多くの投資者から、次のような見解が示された。
- (1) 「減耗する(wasting)」無形資産(周波数の割当や特許)については、有限の利用可能な期間を有する資産として別個に識別し、認識すべきである。
 - (2) 「企業内部で置き換えられる(organically replaced)」無形資産(顧客リストやブランド)については、別個に認識することが困難、信頼性をもって利用可能な期間を信頼性をもって見積ることが困難、乃至、事業全体から切り離された将来の経済的便益の源として捉えることが困難といった理由から、のれんから切り離して認識すべきでない。
 - (3) 減耗する無形資産については償却を行う一方、企業内部で置き換えられる無形資産については、償却を行うことなく、年次減損レビューの対象とする方法(回答者の33%)、すべての無形資産について償却を行わず、年次減損レビューを行う方法(回答者の26%)等が提案された。
7. また、ASBJ、EFRAG及びOICからは2014年7月にディスカッション・ペーパー「のれんはなお償却しなくてよいか」が公表されている(別添 参考資料2参照)。

8. さらに、米国では、2013年5月にFASBの監視機関である財務会計財団（FAF）が基準書第141号（改訂）「企業結合」のPiRを完了し、報告書を公表している。PiRで寄せられたコメントを踏まえ、FASBは解釈の明確化等に着手している。また、非公開会社向けの会計基準については、のれんの会計処理について見直しが行われたほか、無形資産についても検討が行われている。さらに、FASBは、のれんの取扱いについても検討を開始しており、これまでの審議では、IASBからPiRの結果が提供された後、今後の方向性について審議を行うことが確認されている（本資料中 参考資料3参照）。
9. また、IASBによるPiRの過程では、主に次の点について関係者から指摘がされている。
- (1) 事業の定義
 - (2) 公正価値測定
 - (3) 無形資産をのれんと区分して認識すること
 - (4) のれん及び耐用年数が確定できない無形資産の非償却
 - (5) 段階取得及び支配の喪失
10. 特に、のれん及び耐用年数が確定できない無形資産の非償却の取扱いについては、IASBによる情報提供の要請に対して、利用者からは、次のように、これを有用とする見解と有用と考えないとする見解の双方が示されている。

有用であるという見解	有用ではないという見解
<ul style="list-style-type: none"> ・ のれんの非償却は業績指標（performance measures、例えば「投資利益率」）を計算するのに有用であり、また、スチュワードシップを評価することにも用いることができる。 ・ 経営者が過大に支払ったかどうかや取得が成功であったかを理解することが可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 減損テストは有効ではない。減損損失は早期には認識されない。マーケットは減損テストの結果を無視している。

11. なお、IASBのスタッフが、企業結合会計に関して公表されている28の学術論文をレビューした結果、次のとおり、のれんに及び他の無形資産に関する現行の要求を支持する証拠が得られたとされている。

- (1) IFRS 第 3 号に従って認識されるのれん及び他の無形資産の金額と株価には、正の相関関係がある（情報は投資家にとって有用である）。
- (2) のれんの減損損失と株価には、重要な負の相関関係がある（つまり、減損損失は目的適合的な情報を提供している。）。

ASAF メンバーに対する質問

12. ASAF 会議では、上記を踏まえ、3A から 3D について質疑応答や意見交換が行われるほか、次の点について議論がされることが予定されている。

主要な論点

- (1) PiR の結果、IASB がアジェンダ設定プロセスの一部として考慮すべき最も重要で緊急の論点は何か。
- (2) IASB は、これらの論点（例えば、無形資産）を IFRS 第 3 号の関係だけ（例えば、企業結合で取得した無形資産に限定する）で検討すべきか、または、より幅広いプロジェクト（例えば、すべての無形資産を対象とする）で検討すべきか。
- (3) 多くの学術論文は、概ね、のれんの現行の要求事項を支持している。しかし、RfI への回答者の多くは減損テストを有効ではないと回答している。IASB は、この整合していない結果に対してどのように対処すべきか。

今後の方向性

- (4) 以前の会議において、米国会計基準とのコンバージェンスを維持することが重要という見解が示されたが、この点についてどう考えるか。
- (5) 今後の方向性についてのコメントや提案があるか。

ASAF 会議における発言案

13. ASAF 会議（2014 年 9 月）において、主について発言することを予定している。

IASBによるPiRとそれを踏まえた対応について

（優先すべき論点）

- (1) ASBJ は、IASB からの情報提供の要請に回答するため、IFRS 第 3 号や米国会計基準の適用経験について、多くの財務諸表利用者、作成者、監査人と一対一の面談や円卓会議を実施した。我が国における適用経験を踏まえると、我々は、IASB が次の点に焦点を当てて今後検討を行っていくことを提案する。
 - ① のれんの償却を再導入すべきか否か（この点、大多数の回答者から、償却及び減損アプローチを維持することに支持が示されていた。）

- ② 無形資産の識別に関する基準を改訂すべきか(この点、多くの作成者から、無形資産の識別について十分な信頼性をもった測定が行われていない可能性がある旨が指摘されていた。)
- ③ 段階取得及び支配の喪失について見直しをすべきか(この点、多くの利用者から、持分の取得や売却時における利得または損失を分析上、除外しているというコメントが示されていた。)

(2) のれんの非償却については、情報提供に対するフィードバックでも、最も大きな反応があった分野の一つと理解しているが、頂いているスライドでは、フィードバックが十分に記述されていないように見受けられる。まずは、本件については、重要なフィードバックを受けた分野として識別した上で、今後の対応を検討すべきと考えられる。

(無形資産の識別)

- (3) のれん及び無形資産については、IFRS 第3号の関係だけで検討するのではなく、次の点を含め、幅広いプロジェクトで検討すべきであると考えられる。
 - のれんを償却すべきとした場合、耐用年数が確定できない無形資産について償却を行わない取扱いを維持すべきかどうか。
 - 開発費の資産計上の是非及び要件について見直しを行うべきかどうか。

(利害関係者からのフィードバックと学術論文による報告との不整合)

- (4) 学術論文から得られる示唆は、論文の目的や対象企業などリサーチ方法等によってその取扱いが異なるため、都合のよい結論のみ引用することにならないように、より慎重に引用すべきである。¹

¹ 親委員会及び専門委員会で聞かれた意見を踏まえて、具体的には、以下のとおりに考えており、IASB スタッフにこの内容を伝えることを考えている。

- IASB スタッフが調査対象とした学術論文について、何を目的とした論文かについて明らかでない。論文のテーマとしては、例えば、株価との相関性、利益の持続性、将来キャッシュ・フローとの関連性等が考えられるが、論文から十分な示唆を得るためには、今回のテーマに沿った論文が抽出されているかについて留意する必要があると考えられる。また、提示されているスライドからは、のれんのストックと株価との関連性について分析が行われているようにも見受けられるが、ストックを分析するだけでは有用性に関する判断はできないと考えられる。
- 減損損失と株価との負の相関関係により、現行アプローチの妥当性がそれなりに確かめられたとしても、償却と減損を組み合わせたアプローチとどちらが優位なのかについて判断する訳ではない。また、減損損失と株価との負の相関が発見できたとしても、利用者の間

- (5) なお、ASBJ が学術論文や報告書について限定的なレビューを実施した結果、企業結合において取得したのれんについて償却することを支持する論文が多くあった。また、のれんに関する現行の要求事項を支持する報告書は、利用者がフリー・キャッシュ・フローに着目して分析を行っていることを前提としたものであったと認識している。

(米国会計基準とのコンバージェンス)

- (6) 基準の内容が重要なのはもちろんであるが、利用者による各国企業の財務諸表の比較可能性を確保しつつ、海外に連結子会社を多数有する企業の財務諸表作成者の作成コストを合理的なものとする観点から、米国会計基準とのコンバージェンスについては、これを維持することが重要と考えている。

各資料に関する質疑応答と意見交換について

(FRC による無形資産に関する報告書)

- (1) 我々は、FRC による無形資産に関する調査を歓迎する。我々が、これまでに我が国の利害関係者と議論した中では、本調査報告書で示されたような「減耗する(wasting)無形資産」と「企業内部で置き換わる(organically replaced)無形資産」に区分した分類と類似の提案がされたことがある。
- (2) しかし、仮にのれんの会計処理について一定の年数にわたる償却を行うこととする場合、耐用年数が確定しない無形資産の取扱いについてもこれと整合性を図るべきかのほか、無形資産の識別規準についても、少なくとも、再度検討を行うべきと考えている。

(ASBJ、EFRAG、OIC によるのれんの会計処理に関する報告書)

- (3) 特になし（我が国関係者から寄せられたフィードバックについては、資料作成者の立場から説明を予定。）

(FASB による企業結合会計基準に関する近況報告)

- (4) 我々は、企業結合に関する会計基準について、IASB と FASB の間でコンバージ

題意識が「株価が下がってから減損が遅れて認識された」ことにあるのだとすれば、それは減損のみのアプローチの有用性を支持するものとならないのではないか。

- 学術論文がどのような企業を対象にしたものかについて明らかでない。分析結果は、会社の規模や業種（特に、金融業が含まれているかどうか）によって大きく相違すると考えられるため、これらを踏まえた上で、分析結果からの示唆を検討することが必要と考えられる。

審議事項(1)-1
AF 2014-41 参考資料1

エンスが維持されることが重要と考えている。このため、IASB 及び FASB がのれんの会計処理や関連する論点について見直しを行う場合、両者が緊密に作業を行うことを期待している。

以 上